

【改定日 令和8年10月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 証券類の受入れ	3. (証券類の受入れ) (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。	3. (証券類の受入れ) (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	他行庫の手形・小切手のお預入れができなくなりました。 記念硬貨等のお預入れに手数料がかかるようになりました。

【改定日 令和5年10月2日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
2. 取扱店の範囲	2. (取扱店の範囲) (1) 省略 (2) 定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は 当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも 取扱います。	2. (取扱店の範囲) (1) 省略 (2) 定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は 当店で 取扱います。	総合口座定期預金の作成は当金庫本支店どこの店舗でも可能になりました。
5. 受入証券類の決済不渡	5. (受入証券類の決済、不渡り) (1) 普通預金に受入れた証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、 通帳の摘要欄 に記載します。	5. (受入証券類の決済、不渡り) (1) 普通預金に受入れた証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、 通帳のお支払い金額欄 に記載します。	証券類の払戻予定日の記載を通帳お支払い金額欄から通帳摘要欄に変更しました。
12. 届出事項の変更、通帳の再発行等	12. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 当金庫所定の方法によって 当店に届出てください。	12. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 書面によって 当店に届出てください。	一部書面に限定しない届出の取扱い開始により変更しました。
17. 取引の制限等	17. (取引の制限等) (1) ～ (3) 省略 (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の 対応 、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、 当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する	17. (取引の制限等) (1) ～ (3) 省略 (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の 回答 、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、 当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合	預金がマネロン、テロ資金供与等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用される恐れがあると当金庫が判

	行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は入金、払戻し、振込み等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	には、次の取引について制限を行うことができるものとします。 <u>A. 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引</u> <u>B. 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般</u> <u>C. 当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</u>	断した場合、入金・出金・振込等の取引制限をかけることをより明確にいたしました。
18. 解約等	18. (解約等) (1) ～ (2) 省略 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ①～②省略 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、<u>またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合</u>	18. (解約等) (1) ～ (2) 省略 (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ①～②省略 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、<u>またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u>	預金がマネロン、テロ資金供与等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると当金庫が認めた場合、マネロン等防止の観点から預金口座の解約が可能であることをより明確にいたしました。